

## 1 趣旨

学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその職務内容を規定する。

## 2 概要

### （1）医療的ケア看護職員について

学校において喀痰吸引等の医療的ケアを行う医療的ケア看護職員について、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する、と職務内容を規定する。

### （2）情報通信技術支援員（ICT支援員）について

ICT機器の準備・操作支援及びメンテナンス支援、授業計画の作成支援等の日常的な教員のICT活用の支援を行う情報通信技術支援員について、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する、と職務内容を規定する。

### （3）特別支援教育支援員について

食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習の支援等を行う特別支援教育支援員について、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する、と職務内容を規定する。

### （4）教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について

教員が一層児童への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等を行う教員業務支援員について、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する、と職務内容を規定する。

### （5）その他

上記（1）～（4）の職務について、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させる。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園に準用させる。

## 3 施行日

公布日（令和3年8月下旬（予定））